

(様式第1号) (2022.4改正)

人材確保等支援助成金 (中小企業団体助成コース) 受給資格認定申請書

年 月 日

労働局長 殿

(公共職業安定所経由)

人材確保等支援助成金 (中小企業団体助成コース) の受給資格の認定を受けたいので申請します。

1 申請者概要	① 構成中小企業者数		社	② 総常用労働者数		人
	③ 認定組合等の名称					
	④ 認定組合等の所在地		〒 TEL			
	⑤ 認定組合等の代表者の氏名					
	⑥ 代理人 提出代行者 事務代理者 ※該当するものを○で囲んでください。	所在地	〒 TEL			
		名称		氏名		
	⑦ 認定組合等の加入要件					
	⑧ 雇用保険適用事業所番号					
	⑨ 労働保険番号					
2 労働環境向上事業の概要	① 労働環境向上検討委員会委員氏名等					
	イ 氏 名	ロ 所 属		イ 氏 名	ロ 所 属	
	② 労働環境向上推進員氏名		氏名		所属	
		氏名		所属		
③ 中小企業労働環境向上事業 様式第2号中小企業労働環境向上事業実施計画書のとおり						
④ 事業実施期間		年 月 日 ~ 年 月 日の1年間				

※ 処理欄	決 裁 欄							受 理 年 月 日	年 月 日
	局長	部長	課長	補佐	係長	職業指導官	担当	起 案 年 月 日	年 月 日
								認定 (不認定) 年月日	年 月 日
								受給資格認定番号	第 号
								支給限度額	円
							通知書発送年月日	年 月 日	

※ 処理欄には記入しないで下さい。

【提出上の注意】

- この申請書は、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）第4条に基づく改善計画の認定申請を都道府県知事に行った日から事業実施期間開始予定日の1か月前までの間に認定組合等の所在地を管轄する都道府県労働局（以下、「管轄労働局」といいます。）に提出してください。なお、その労働局の管轄下にある公共職業安定所（ハローワーク）に提出できる場合がありますので、労働局にお問い合わせください。
また、提出する際には、次の書類を添付してください。
 - 中小企業労働環境向上事業実施計画書（様式第2号）
 - 改善計画の認定通知書（写）
 - 改善計画の認定申請書（写）（都道府県知事の受理印があるもの）
 - その他管轄労働局長が必要と認める書類
- 天災その他やむを得ないと認められる理由により期限までに支給申請等ができなかった場合は、当該理由のやんだ後1か月以内にその理由を記した書面を添えて提出すれば、期限までに届出、支給申請等があったものとして取り扱うことができます。
- 対象認定組合等からの支給申請であっても、次の(1)から(6)までのいずれかに該当する場合等には、助成金を支給しないものとします。
 - 不正受給をしてから5年以内に支給申請をする場合、または支給申請日から支給決定日までの間に不正受給をした場合
 - 支給申請した年度の前年度より前の年度の労働保険料を納入していない場合
 - 支給申請日の前日から過去1年間に、労働関係法令の違反を行っている場合
 - 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う場合
 - 暴力団と関わりのある場合
 - 支給申請日、または支給決定日の時点で倒産している場合
- 同一の事由により他の奨励金又は助成金の支給を受けた場合は、当該支給事由によっては、助成金を支給しない場合があります。
- 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けた場合又は支給を受けるべき額を超えて支給を受けた場合には、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。また、刑事告訴することもあります。
- この申請書の提出後、中小企業労働環境向上事業実施計画書に関して、次のような場合は、変更申請の手続きを行って下さい。なお、変更申請が提出されず、認定された計画内容等との違いがある場合、支給されないことがあります。
 - 認定を受けた事業の他に新たに事業を行なう場合
 - 認定を受けた事業を取り止める場合
 - その他認定を受けた計画の内容を変更する場合
 - 認定組合等の名称、所在地又は代表者の氏名等を変更する場合

【記入上の注意】

この申請書は、次により記入してください。

- 申請者が代理人又は社会保険労務士法第2条第1項第1号の2に規定する提出代行者又は同第1号の3に規定する事務代理者の場合、1の⑥欄に氏名等を記載してください。
- 1の①欄の「構成中小企業者数」には、以下の企業者を含めない数を計上してください。
 - 大企業者
 - 常用労働者を有しない中小企業者
 - 賛助会員、準会員等本会員でない中小企業者
- 1の②欄の「総常時労働者数」には、1の①欄に計上した企業者に雇用されている者のうち、1か月を超えて雇用されている者（実態として1か月を超えて雇用されている者のほか、それ以外の者であっても期間の定めのない者及び1か月を超える雇用期間の定めのある者を含む）であり、かつ、週あたりの所定労働時間が、当該企業者の通常の従業員と概ね同等である者の数を計上してください。
- 1の⑦欄の「認定組合等の加入要件」欄には、定款に規定された加入要件を記入してください。